

議案第 2 号

県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区の指定について

石川県指定岩倉鳥獣保護区
岩倉特別保護地区

指定計画書（案）

令和6年 月 日

石川県

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

輪島市町野町曾々木地内の国道249号線と主要地方道宇出津町野線との交点を起点とし、同所から同国道を北東に進み、旧国道八世乃洞門を通り珠洲市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を南東に進み通称蛇ヶ谷内に至り、同所から稜線界を北西に進み標高329メートルの独立標高点を経て同稜線界を岩倉山山頂に至り、同山頂から歩道を岩倉寺に至り、同所から岩倉寺参道を南西に進み同市西時国地内の主要地方道宇出津町野線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、海岸線に屹立する岩場と、それに連なる急峻な山地であり、アカマツ天然林やコナラ、ケヤキ等の広葉樹林が多く、森林性のカラ類、キツツキ類などの野鳥の生息地として、またサシバ、カッコウ、ジョウビタキなどの渡り鳥の休息採餌にとって極めて好環境を呈している。このことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に基づく特別保護地区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

当該区域は、昭和46年から現在までは、県設岩倉鳥獣保護区特別保護地区として保護されてきており野鳥の生息環境に恵まれた区域である。これまでに多数の野鳥の生息が確認されており、引き続き特別保護地区に指定し、繁殖地の環境を現状のまま保全することを基本とし、野生鳥獣の保護を図るものとする。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 125ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 121ha

農耕地 4ha

水 面 0ha

その他 0ha

イ 所有者別内訳

国有地	5ha	{	国有林 0ha
		{	国有林以外の国有地 5ha（農林水産省）

地方公共団体有地	2ha	{	都道府県有地 0ha
		{	市町村有地等 2ha

私有地等 118ha

公有水面 0ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 （能登半島国定公園）	1 2 5 ha	特別保護地区	0 ha
		特別地域	1 2 1 ha
		普通地域	4 ha

文化財保護法による地域 2 6 ha
（名勝及び天然記念物 曾々木海岸）

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（１）当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、石川県の能登半島北端の輪島市曾々木海岸から標高 3 5 7 m の岩倉山の北西－南東斜面に位置する。

イ 地形、地質等

この地域の地質は、新三世紀中新世の地質の標本室と言われるほどである。奇岩千体地蔵で有名な岩倉山波紋岩や「帆立て岩」の栗蔵凝灰岩層がある。地形は急峻で海岸線の近くから標高 3 5 7 m の岩倉山まで 3 5 0 m の標高差がある。

ウ 植物相の概要

当該区域は、岩がちで土壤がやせているため、アカマツやツツジ科などの灌木の多い雑木林が主体で、コナラ林やケヤキ林もみられる。

エ 動物相の概要

鳥類では、ホオジロ、シジュウカラ、ウグイス、アオゲラなどの留鳥のほか、夏鳥としては、サシバ、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、ヤブサメ、オオヨシキリ、ツバメ等が見られる。秋季には冬鳥のジョウビタキ、ツグミ、シロハラ、マヒワ、アトリが飛来する。哺乳類ではイノシシ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類：ホトトギス、ウグイス、アオサギ、ヒヨドリ、ホオジロ、シジュウカラ、カワラヒワ、アオゲラ、キジバト、シロハラ、コゲラ、ツバメ、セグロセキレイ、スズメ、ハシボソガラス、トビ、モズ、カルガモ、メジロ、エナガ、カケス、サシバ、カッコウ、ツツドリ、ヤブサメ、オオヨシキリ、ジョウビタキ、ツグミ、マヒワ、アトリ 等

イ 獣類：イノシシ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、ノウサギ 等

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特記すべき被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

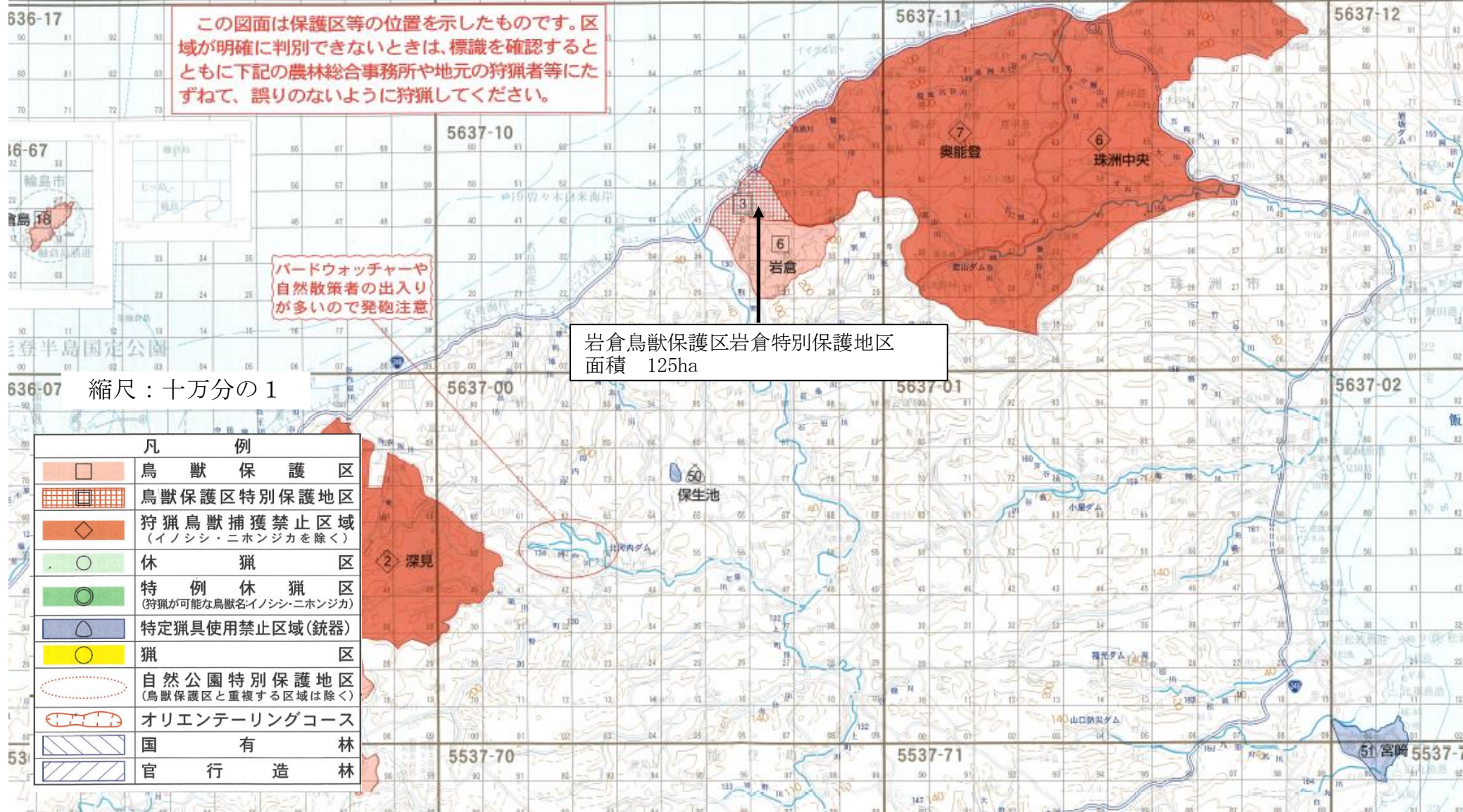
当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設等を設置することにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 3本

岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区 位置図

県鳥獣保護区等位置図



岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区 区域説明図

②国道249号線から旧国道「八世乃洞門」を通る

③国道249号線の珠洲市との行政区界

①国道249号線と主要地方道宇出津町野線との交点（起点）

④通称 蛇ヶ谷内

⑧岩倉寺参道と主要地方道宇出津町野線との交点

⑥岩倉山山頂

⑤独立標高点

⑦岩倉寺

県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区の指定に係る利害関係人への意見聴取調書

1 案件 県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区の指定について

2 意見聴取方法 意見書の提出

3 利害関係人の賛否及び意見概要

職 名	氏 名	賛 否	意見概要
輪島市長	坂口 茂	賛成	
曾々木自治会長	刀祢 聡	賛成	岩倉山周辺の鳥獣の保護を今後も継続的に行っていくことを地域住民として求めます。
能登森林組合代表理事組合長	亀井 順一郎	賛成	
能登農業協同組合代表理事組合長	藤田 繁信	賛成	
曾々木観光協会会長	奥野 優	賛成	
(一社) 石川県猟友会輪島支部長	高元 政広	賛成	
日本野鳥の会石川代表	白川 郁栄	賛成	岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区は、野鳥たちにとって恵まれた環境であり、重要な生息地であります。また、渡り鳥にとっても大切なルートとなる地区です。猛禽類では、サシバ以外にも、ミサゴ、ハチクマ、ノスリの生息が周辺で確認されていますし、海岸線に屹立する岩場では、ハヤブサの営巣も可能性があります。今後、トキが放鳥される際には、町野川流域の水田地帯をエサ場に保護区内の林縁部を営巣箇所として利用する可能性も考えられます。
鳥獣保護員	中納 義雄	賛成	

4 石川県の判断

全員が賛成の意を示しており、計画書（案）どおり県指定岩倉鳥獣保護区岩倉特別保護地区を指定することが適切と思われる。